

(仮称) 秋田市個人情報保護法施行条例骨子案に対する意見と対応について

期間 令和4年9月21日(水)から令和4年10月17日(月)まで

意見数 2件

なお、以下で、個人情報の保護に関する法律は「法」、秋田市個人情報保護条例は「現行条例」、(仮称)秋田市個人情報保護法施行条例は「法施行条例」と表記します。

番号	意見等	市の考え方
1	<p>(1) 個人情報の取扱が何について誰が何をしたか詳しく公表していて、それについての事務登録簿作成・公表や運用状況の公表でないという意味がない。</p> <p>勝手に個人情報を使われているようだが、それについて使われている本人に連絡や公表がないにもかかわらず使われていることに不満と怒りを覚える。</p>	<p>現行条例の規定により、個人情報を取り扱う事務を開始しようとする場合は、その事務の名称・目的・対象者の範囲等を記載した事務通知を作成し、公表しています。</p> <p>法での作成義務はありませんが、市民等に対して各課所室が所管する事務を執行する上で、個人情報の収集、利用等を行い、保有する個人情報の目的等の概要を明らかにするため、法施行条例で定め、登録簿として引き続き作成・公表します。</p>
	<p>(2) 勝手に使われている個人情報、個人ファイル等において、すりかえやなりすましをして変える、又は、加工すると非識別加工情報にすると、利用しても良いという考え方はおかしいと思う。</p> <p>そもそも盗聴撮犯罪や個人情報の漏えい犯、そもそも個人情報の搾取は犯罪だし、加工すると、個人が特定しづらければ利用できたり販売できたり取引できたりは詐欺罪、偽証罪、隠蔽罪、搾取罪、窃盗罪、盗聴撮罪、傷害罪なのになぜ勝手に利用できているのかが不満です。</p> <p>また、個人情報保護の法律においても非識別加工情報、名なしなら、利用できたり運用できたり販売できたりもそもそもおかしい。</p>	<p>地方公共団体が保有する個人情報の保護については、令和5年4月1日から法が適用され、法の規定が全国的な共通ルールとなります。</p> <p>本市においては、法が実施可能としている行政機関等匿名加工情報(個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する情報)に関する提案募集については、現時点では導入しないこととしております。</p>

	<p>(3) 個人情報取扱において、記録媒体にコピーや取扱者以外の利用等は漏えいと判断されるものなのにされていない、ずさんな監査、判断がされていると思う。</p> <p>大学や企業、特にもの作り団体、著者業等のずさんな個人情報の利用に刑法通常逮捕が適用されるようにしてほしい。</p>	<p>個人情報保護制度は、法の規定が全国的な共通ルールとなり、国の個人情報保護委員会による監視を受けることとなります。</p> <p>なお、本市での情報管理については、法の定めのもと必要かつ適切な措置を講じてまいります。</p>
2	<p>決定された法律について今更ながらパブリックコメントもないと思う。</p> <p>意見を募るより内容を「広報あきた」で周知するのがベストではないか。</p> <p>今後の方針の決定の前段階なら、パブリックコメントを実施する意味も理解できるが、決定事項をパブリックコメントするのは意味不明である。</p>	<p>地方公共団体が保有する個人情報の保護については、令和5年4月1日から法が適用されます。しかし、本市での法の適用に当たり、条例で定めなければいけない内容、条例で定めることが許容されている内容があり、それを法施行条例で定めようとするものです。</p> <p>法施行条例の内容は、パブリックコメント実施時点では決定事項ではないことから、条例の骨子案について意見を公募したものです。</p> <p>新たな個人情報保護制度の周知は、市議会定例会において法施行条例が議決された後に実施する予定です。</p>